

第 9 章

第 9 章 管理運営・財務

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

1. 現状説明

本学の業務運営の基本方針は、公立大学法人高知工科大学業務方法書第 2 条に「高知県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努める」として明示している。

高知県から指示された中期目標には、本学法人の基本理念と方向性について、「システムの継承」と「絶えざる進化」という二つの大きな方針が明記されており、この方針に沿って、理事長・学長を中心とした迅速な意思決定がなされるよう組織規程、決裁規程の改正を行うとともに、効率的な運営を行うために教職員が一体となったセンター組織とし、柔軟かつ機能的な運営を行っている。

中期計画には、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」として、運営体制の改善に関する目標を達成するため、「1. 私立大学として構築した業務体系の長所を継承する」、「2. 理事会、経営審議会、教育研究審議会を設置し、経営と教学とが適切な役割分担を行う業務体制とする」、「3. 大学としての意思決定の迅速化と業務の効率化を図るための組織体制とし、常に改善を図る」と明示している。

本学は、中期目標を達成するため、中期計画・年度計画を策定し、計画に基づいた運営管理を行っている。

中期計画・年度計画の策定にあたっては、重点方針について法人側は人事、財務、施設に関する 3 つの学内委員会で、教学側は各センター、企画室で検討し、前者は経営審議会、後者は教育研究審議会それぞれ審議のうえ理事会で決定し、教授会・教職員懇談会に報告している。

年度計画の重点方針は、教育研究審議会、教授会の会議資料を学内公開 WEB に掲載するなどして全教職員に周知を図り、この重点方針に従って、中期目標の項目ごとに具体的な計画の策定を行っている。

管理運営における学内決定のプロセスは、公立大学法人化前のシステムをほぼ継承し、定款に定めている。理事会が法人の重要事項を議決し（定款第 2 節）、法人の経営に関する事項（定款第 22 条）については、経営審議会において審議する。大学の教育研究に関する重要事項（定款第 25 条）については、教育研究審議会にて審議する。理事会の議決事項、経営審議会、教育研究審議会の審議事項を定款において明文化し、法人組織と教学組織の権限と責任を明確にしている。

大学の教育研究に関する重要事項（定款第 25 条第 10 号）については、そのほとんどの審議事項が教授会から教育研究審議会に委任されており、教育研究審議会にて審議決定の後、教授会に報告されるシステムとなっている。このシステムによって、管理運営に必要な決定が迅速になされている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

公立大学法人化後、中期目標・中期計画に従い、管理運営方針を明確にしてきた。この方針に沿って健全な大学運営がなされている。また、法人組織の各委員会および教学組織のセンター等を教職員で構成することにより、教職員が協働して取り組み、意思決定が円滑かつ迅速に行われるようになった。

② 改善すべき事項

特になし

3. 将来に向けた発展方策

① 更に伸長させるための方策

理事長、学長のリーダーシップのもと、各種委員会、各センター組織等の連携を強化すると

ともに、全学的な視点に立った意思決定がなされるような調整機能をもった組織体制を検討する。

②改善方策

特になし

4. 根拠資料（大学基礎データ、刊行物、内部資料等）

(1) 公立大学法人高知工科大学業務方法書	資料 69
(2) 公立大学法人高知工科大学中期目標	資料 14
(3) 公立大学法人高知工科大学中期計画	資料 15
(4) 平成 21 年度公立大学法人高知工科大学年度計画	資料 16
(5) 平成 22 年度公立大学法人高知工科大学年度計画	資料 18
(6) 平成 23 年度公立大学法人高知工科大学年度計画	資料 20
(7) 公立大学法人高知工科大学人事委員会要綱	資料 70
(8) 公立大学法人高知工科大学財務委員会要綱	資料 71
(9) 公立大学法人高知工科大学施設管理委員会要綱	資料 72
(10) 公立大学法人高知工科大学組織規程	資料 21
(11) 公立大学法人高知工科大学経営審議会規程	資料 73
(12) 公立大学法人高知工科大学教育研究審議会規程	資料 51
(13) 公立大学法人高知工科大学理事会規程	資料 74
(14) KUT 学内公開用 WEB（学内専用ページ）	資料 75
(15) 公立大学法人高知工科大学定款	資料 76

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

1. 現状説明

公立大学法人化に際し、学校基本法、地方独立行政法人法をはじめとする関連法令に照らし、諸規程を再整備した。

定款等の基本規程以外の法人の諸規程を、「組織・運営」、「総務・人事」、「学務、研究・産学連携」、「学生支援、設備及び附属施設の管理・使用」、「経理及び諸料金」の7項目にまとめ直し、約 100 の規程に整理し、学内公開 WEB において全教職員に周知し、諸規程に沿った管理運営がなされている。

学長、副学長、学群長・学部長、研究科長、研究本部長、教育本部長等の権限は、組織規程および事務決裁規程に規定し、その権限と責任を明確にしている。

また、学長選考は、定款の定める「学長選考会議」が行う選考に基づき理事長が任命することになっており、適切な選考が行われるよう学長選考会議規程を設けている。副学長、学群長・学部長、研究科長等の選考方法については、副学長等選任規程を設け、学長が選任を行っている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

副学長等選任規程を設け、学長が役職者の選任を行うことで、スムーズで迅速な組織運営が可能となっている。

②改善すべき事項

特になし

3. 将来に向けた発展方策

①更に伸長させるための方策
特になし

②改善方策
特になし

4. 根拠資料（大学基礎データ、刊行物、内部資料等）

(1) 公立大学法人高知工科大学組織規程	資料 21
(2) 公立大学法人高知工科大学事務決裁規程	資料 77
(3) 公立大学法人高知工科大学学長選考会議規程	資料 78
(4) 高知工科大学副学長等選任規程	資料 79

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

1. 現状説明

本学は、公立大学法人化に伴い、理事長・学長を中心とした迅速な意思決定がなされるよう組織を改編した。法人組織に教職員が一体となった人事委員会、財務委員会、施設管理委員会を設置し、教学組織には効率的な運営を行うため各種センターを設置している。各委員会、各センターの構成員は、教員および事務職員からなり、機能性を高めるため、個別の事務組織と呼応している。

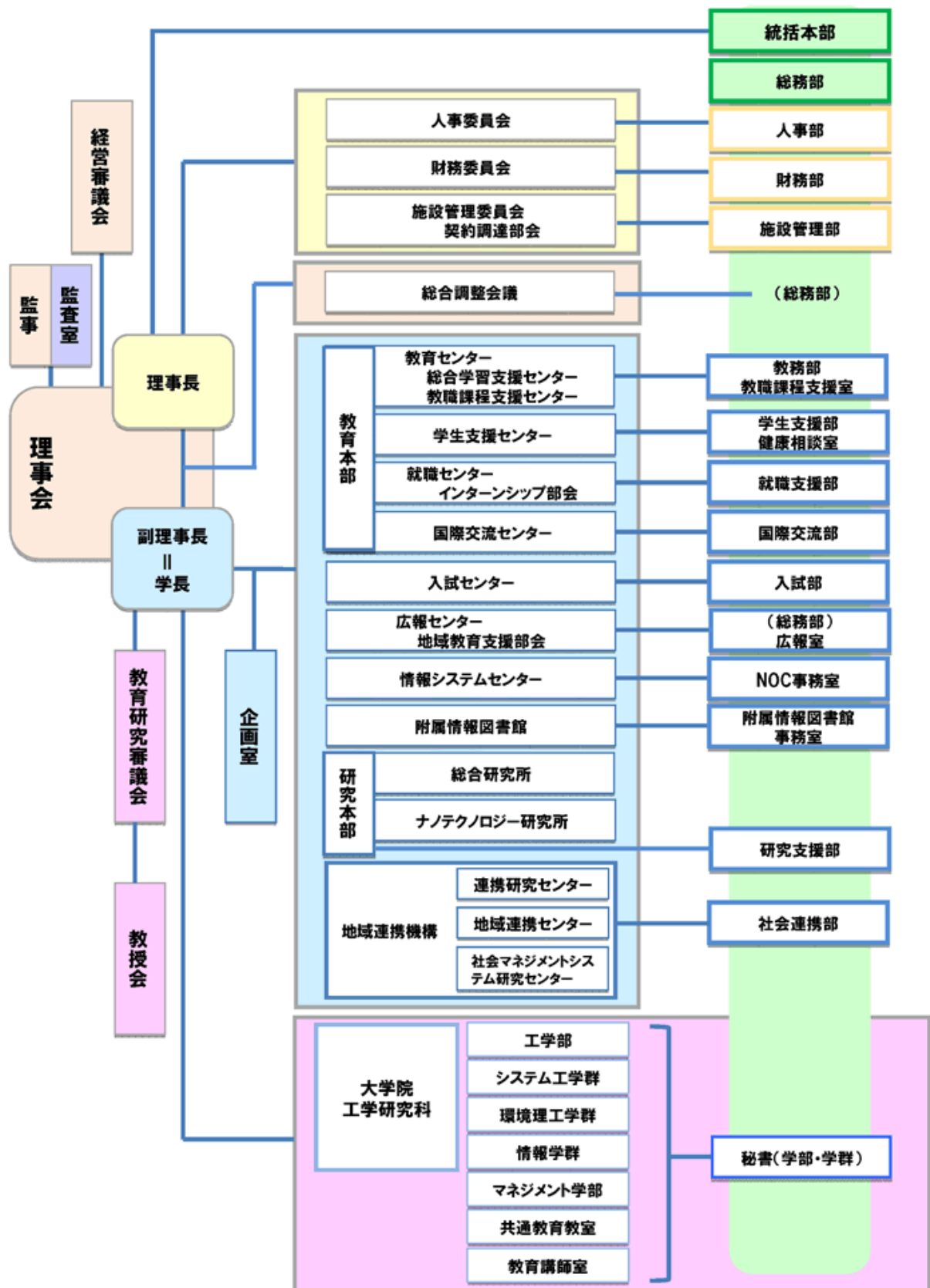
また、「絶えざる進化」の方向として、「新しい高知づくりに貢献する」ことに注力し、地域再生の核としての役割を果たすべく、平成 21 年度には地域連携機構を設置し、当初は研究支援部がその支援業務を担っていたが、地域連携機構の活動をより積極的に支援するため、平成 23 年度に社会連携部を新設した。

組織および人事に関する改善、適正化については、中期計画に「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」を設け、その中で、「1. 優秀な教員や事務職員を採用する仕組みを整備する」、「2. 職員の能力と実績を総合的に評価する制度を構築し、その評価結果が給与等に適切に反映する仕組みを整備する」としている。このため、学内理事を主体とする人事委員会を設置し、財政状況を踏まえた中長期的な人員の採用、配置に関する計画および優秀な人材の採用計画を策定し、人事部を設置してその計画の実施を行っている。人事委員会では、年度ごとに人員配置に関する計画の見直しを行っており、適切な人員配置に努めている。

また、人事の適正化に関する目標を達成するための措置として、事務処理の効率化・合理化を図るための業務分析を行い、これを基に部門内および部門間で重複する事務処理などを見直し、事務機能の改善、業務内容多様化への対応策等、洗い出された業務の課題について、随時改善を行っている。

事務職員の採用・昇格等に関しては、「一般職員給与規程」等に基づき適切に運用している。また、事務職員の能力と実績を総合的に評価する透明性の高い人事考課制度を構築し、その評価結果が給与等に適切に反映されるシステムとしている。

平成 23 年度組織図



2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

業務分析によって、業務の見える化が達成され、部門内はもちろん、部門間においても事務処理の改善や効率化が図りやすくなり、事務組織の改編にもつながっている。

②改善すべき事項

特になし

3. 将来に向けた発展方策

①更に伸ばさせるための方策

業務分析を更に進めることによって、中長期的な視点に立って、事務組織全体の最適化を図る。

②改善方策

特になし

4. 根拠資料（大学基礎データ、刊行物、内部資料等）

(1) 公立大学法人高知工科大学中期目標	資料 14
(2) 公立大学法人高知工科大学中期計画	資料 15
(3) 公立大学法人高知工科大学人事委員会要綱	資料 70
(4) 公立大学法人高知工科大学事務分掌規程	資料 80
(5) 公立大学法人高知工科大学一般職員給与規程	資料 81
(6) 公立大学法人高知工科大学組織規程	資料 21

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

1. 現状説明

半期毎に個々に目標を設定しその達成度を評価する職責評価と1年毎の職能評価が行われ、それらによる人事考課結果を基に人事委員会において昇級が審議される。

人事考課制度の導入によって職員は、具体的な指標のある職能にあわせ自身の目標設定を行い、その到達度を評価されることによって、業務により積極的に関わる姿勢をとるようになった。

また、事務職員の能力を高めるためのSD活動として、新採用・中堅・管理職別など大学職員として必要なスキルを修得させる階層別研修、各部署の業務に要する専門的な知識を修得させる専門研修などをSPODや公立大学協会等の他機関が実施する研修会を利用し行うとともに、人権啓発など職員全般を対象とした一般研修を本学に講師を招くなどして実施している。

さらに、広い視野を持たせるため海外の大学を視察する研修なども実施している。

また、本学の授業を職員も聴講できる制度を設け、各自の業務に必要な知識の修得等に活用している。

このような研修の成果は、研修に参加しなかった職員に伝える勉強会を実施し、研修の成果を高めるよう努めている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

職責評価および職能評価がなされることにより、各自が具体的な目標を設定することが可能になり、業務に対する意欲の向上につながっている。また、専門研修の他に、広く職員が応募できる階層別研修や一般研修を設け、職員全般に自己研鑽できる機会が増えた。

- ②改善すべき事項
特になし

3. 将来に向けた発展方策

①更に伸長させるための方策

事務組織の全体的な研修と部門毎の研修を整理したうえで中長期的な視点に立った研修計画を策定し、職員がバランス良く研修を受ける制度とする。

- ②改善方策
特になし

4. 根拠資料（大学基礎データ、刊行物、内部資料等）

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 公立大学法人高知工科大学人事委員会要綱 | 資料 70 |
| (2) 公立大学法人高知工科大学一般職員給与規程 | 資料 81 |
| (3) 公立大学法人高知工科大学平成 21 年度業務実績報告書 | 資料 17 |
| (4) 公立大学法人高知工科大学平成 22 年度業務実績報告書 | 資料 19 |

（５）教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

1. 現状説明

公立大学法人は、自己収入と必要経費の差額を設置団体から交付される運営費交付金で補うこととされており、基本的には教育研究を安定して行うことができる財務構造となっている。本学の運営費交付金は、中期予算計画を基礎として、高知県に対し各年度に必要な予算を説明し運営費交付金の要求を行っている。また、学校法人からの残余財産の移管もあり、財政基盤は安定している。

中期計画の中で財務内容の改善に対する計画では、「外部資金その他の自己収入の増加」、「効果的かつ効率的な経費の執行」、「資産の運用管理の改善」を掲げ計画達成に向け取り組んでいる。

この計画を達成するための中期予算計画は以下のとおりである。

中期予算計画

単位：百万円

区分		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
収入	運営費交付金	2,862	2,780	2,856	2,787	2,792	2,738
	授業料等収入	1,222	1,251	1,297	1,369	1,391	1,456
	受託研究等収入	368	375	384	387	391	395
	その他収入	261	263	263	264	265	265
	合計	4,713	4,669	4,800	4,807	4,839	4,854
支出	教育研究経費	1,811	1,720	1,708	1,756	1,743	1,735
	人件費	2,239	2,304	2,404	2,384	2,444	2,466
	受託研究等事業費	325	331	338	342	345	348
	一般管理費	300	274	310	285	267	265
	その他支出	38	40	40	40	40	40
	合計	4,713	4,669	4,800	4,807	4,839	4,854

また、平成 21 年度、22 年度の実績は、以下のとおりであり、収入の約 6 割を占める運営費交付金は、ほぼ予算計画額を確保している。

決算報告書		単位：百万円		
	21 年度	22 年度	23 年度	
運営費交付金	2,862	2,963	2,849	
授業料等収入	1,286	1,310		
科学研究費	75	106		
受託研究費等	764	414		
奨学寄附金	1,088	34		
補助金	35,441	21,474		

※平成 21 年度奨学寄附金には、学校法人からの寄附 1,047 百万円が含まれている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

決算報告書の支出全体に占める人件費の割合は約 43%で他の公立大学法人と比較するとかなり低く抑えられており、教育研究費への予算措置が手厚くできている。特に、開学以来使用してきた教育研究機器の更新や先端的な研究のための機器の設置、学生の課外活動支援のための施設建設など、計画に沿って執行できている。

また、受託研究等収入は、大型のプロジェクトが採択されるなど計画に対して大きく上回っている。

②改善すべき事項

特になし

3. 将来に向けた発展方策

①更に伸長させるための方策

教育研究活動をより安定させ活性化するため、必要な資金確保の仕組みの充実を図る。

②改善方策

特になし

4. 根拠資料（大学基礎データ、刊行物、内部資料等）

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 公立大学法人高知工科大学中期計画 | 資料 15 |
| (2) 平成 21 年度財務諸表 | 資料 82 |
| (3) 平成 22 年度財務諸表 | 資料 83 |
| (4) 平成 21 年度決算報告書 | 資料 84 |
| (5) 平成 22 年度決算報告書 | 資料 85 |

(6) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

1. 現状説明

本学の予算編成は、公立大学法人高知工科大学会計規程に手続が定められている。なお、編成を担当する財務委員会は、理事長、学長、副学長、統括本部長で構成されている。手順は以下の通りである。

- (1) 理事長は、予算編成方針を策定し、10月の経営審議会、理事会に諮る。
- (2) 予算責任者は、予算編成方針を受け収入および支出の予算見積書を作成し、財務部に提出する。
- (3) 財務部は、予算責任者に対しヒアリングを行い、財務委員会へ予算資料を提出する。
- (4) 財務委員会は、提出された予算を検討し決定した予算を高知県に要求する。
- (5) 高知県からの運営費交付金決定額を受け、財務委員会で最終予算を決定し、3月の経営審議会、理事会に諮る。
- (6) 理事長は、理事会で承認を受けた予算を予算責任者に通知する。

基本的には、中期計画および年度計画に沿って予算編成、予算執行が行われているが、計画の前倒しや新たな取り組みが生じたときは、高知県に対し通常の運営費交付金とは別に予算交渉を行い、運営費交付金の増額を図っている。また、官公庁会計のような繰越ができない単年度決算や、使い切り予算ではなく、配分教育研究費の繰越が認められている。

予算執行管理は、財務システムで管理しており、各予算の執行状況は、学内WEBでリアルタイムにモニタリングできる環境になっている。また、予算執行の推移はシステムで監視しており、予算を超過して執行ができない仕組みとしている。予算執行において予算の過不足等が生じ補正が必要となったときは、財務委員会で検討し、経営審議会、理事会に諮ることとしている。

会計に関連する監査は、外部監査人および監事により行われている。外部監査人に委託することで、厳格な監査が実施されている。監事は、外部監査人と連絡を密にとり業務監査を含めた監査を実施している。内部組織の監査室では、毎年監査計画を策定し内部監査を行い、監査結果は、理事長、学長に報告している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

新たな取組が生じたとき等、通常の運営費交付金とは別に予算交渉を行うことが可能であるなど柔軟な予算要求ができています。

配分教育研究費の繰越を認めることによって、研究費の不正使用を抑制している一面もある。

②改善すべき事項

特になし

3. 将来に向けた発展方策

①更に伸ばさせるための方策

現状を深化させる。

②改善方策

特になし

4. 根拠資料（大学基礎データ、刊行物、内部資料等）

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 公立大学法人高知工科大学会計規程 | 資料 86 |
| (2) 公立大学法人高知工科大学会計実施要綱 | 資料 87 |
| (3) 公立大学法人高知工科大学財務委員会要綱 | 資料 71 |
| (4) 平成 21 年度監査報告書 | 資料 88 |
| (5) 平成 22 年度監査報告書 | 資料 89 |